

水戸市立浜田小学校

いじめ防止基本方針

水戸市立浜田小学校校長 河原井 信幸

令和5年5月 改訂

令和6年3月一部改訂

令和7年3月一部改訂

令和8年3月一部改訂

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

2 いじめの重大事態

重大事態とは、次のような状況が発生した場合を指す。

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

【重大事態への対処】

①重大事態が発生した場合、委員会の構成員に警察及び教育委員会関係者を加える。

②重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じ、市長に報告するとともに、教育委員会と連携して事態に対応する。

3 いじめ防止の方針

いじめは、どの子にも、どの学級にも、どの学年にも起こりうるものである。したがって、全職員が「いじめは絶対に許されない」という基本認識をもち、すべての子供が安心して学校に来ることができる学校を創造していかなければならない。

本校では、家庭・地域・関係諸機関との連携のもと、すべての児童を対象に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するために、以下のような取組を行う。

(1) 学習指導の充実

個に応じた指導を展開することにより、児童一人一人が、達成感や充実感をもつことができる授業実践に努める。

また、話し合い活動を意図的に取り入れることにより、児童のコミュニケーション能力を高める。

(2) 道徳教育の充実

道徳教育を充実させることにより、人間性豊かな心情を育むとともに、いじめを絶対に「しない」「許さない」という道徳的実践力を育てる。

(3) 学級経営の充実

構成的グループエンカウンター等の手法を積極的に取り入れることにより、児童が互いに助け合い励まし合い認め合うことのできる豊かな人間関係を作る。

すべての子どもたちの活躍の場を確保し、自己肯定感、自己有用感を育むことができる学級を目指す。

(4) 人権教育の充実

人権教室等を実施することにより、人権についての認識を深め、異なる文化や生活習慣、価値観などを理解することができる“共生の心”を育てる。

(5) 校内研修の充実

いじめについての校内研修を実施し、教職員の資質向上を図り、いじめの根絶を図る。

(6) いじめ防止のための児童会活動の充実

いじめを防止するために、児童による自主的な取組を行う。

- ・あいさつ運動
- ・「ふれあいプラン」子ども会議

(7) 保護者との連携

保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、我が子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。そのためにも、家族の一人ひとりが、いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。いじめか否かについては、いじめを受けている側の立場になって考える姿勢をもち、子どもに適切な教育をすることが必要であるとともに、日頃から学校との意思疎通と協力体制を確立しておくことも大切である。

また、我が子がいじめを受けたとき、子どものSOSキャッチができるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。一方、我が子がいじめに関与したとき、子どもが自分の行為と向き合い、安心して事実を話せる雰囲気づくりが大切である。そして、子どもがいじめに関与した事実を話したときは、それを謙虚に受け止め、子どもと共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

いじめを防止するために、いじめに関する講演会を開催するとともに、インターネット・メール・ライン等によるいじめの防止について啓発活動を行う。

◎求められる責務

(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有す

る。

(いじめ防止対策推進法第8条より)

(保護者の責務)

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめ防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務がある。

(いじめ防止対策推進法第9条より)

5 いじめの早期発見に向けた取組

いじめを早期発見するためには、普段から児童の様子を注意深く観察するとともに、保護者との連携を密にし、児童の情報収集に努める。

- ・ 児童の小さな変化を見逃さない教師の目
- ・ こころの健康観察の活用
- ・ いじめアンケート（生活アンケート）の実施
- ・ オンライン教育相談窓口の設置
- ・ 相談ポストの設置
- ・ 児童との定期的な面談（いじめアンケート後）
- ・ 保護者との情報交換
- ・ スクールカウンセラーとの連携

6 いじめの早期対応に向けた取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、組織的に早急に対応する。

(1) 正確な実態把握

- ・ 当事者双方及び周りの児童から事情を聴取し、いじめの事実確認・実態把握に努めるとともに、教育委員会へ連絡する。

(2) 子供への指導・支援

- ・ いじめられた児童を保護し、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、心のケアに努める。また、保護者への助言を行いながら家庭と連携して問題の解決にあたり、安心して学校生活を送れるようにする。
- ・ いじめを行った児童を指導し、いじめの重大性を認識させるとともに、家庭と連携して、いじめの背景にも目を向けながら継続的に指導する。

(3) 具体的ないじめに対する対応の流れ

- ① 児童本人からの訴え、保護者からの訴え、本人以外の児童からの情報、担任教職員の観察・情報などから、「いじめ」の可能性のある事案が発生。
- ② 担任・学年等で事実確認。（必要に応じて生徒指導主事や教務主任も加わる。）
- ③ 担任・教職員・管理職・心理福祉等に関する専門的な知識を有するものが次の

「いじめの定義4項目」に照らして、当てはまるかを確認。

【いじめの定義4項目】

- ア 行為をしたAも行為の対象となったBも本校の児童生徒であること。
- イ AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ウ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- エ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

- ④ 1項目でも当てはまらない場合は、学年・学級単位で個別指導により解決を図る。
- ⑤ 「いじめの定義4項目」に当てはまる場合は、「いじめの実態調査」に入力して報告。生徒指導主事は、「いじめ防止対策委員会」の委員に「いじめの実態調査」を回覧して報告するとともに、市の定期報告にも、いじめとし報告する。
- ⑥ 担任・学年での解決が困難な場合には、生徒指導主事が管理職に状況を報告し、「いじめ防止対策委員会」を開いて、対応計画を検討・作成・記録する。
- ⑦ 対応計画をもとに、役割ごとにいじめ解決に向けて対応する。
- ⑧ 実行中の報告は生徒指導主事に集約する。
- ⑨ 改善が見られれば収束するまで継続し、改善が見られなければ、再度「いじめ防止対策委員会」を開いて計画を修正・実行する。
- ⑩ 「いじめ解消」の判断は、「指導からおおよそ3か月間継続観察」後に、児童本人及び保護者に心配ないと確認できた場合に「解消」とする。

ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

- ① SNSや掲示板などに個人の悪口を書く「書き込み型」
- ② LINEやメールなどで悪意のあるメッセージを送ったり、動画や画像を拡散したりする「メッセージ送信型」

(2) 未然防止のためには

- ① 保護者会等での啓発
- ② 情報モラルに関する指導
 - ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まる。
 - ・一度流出した情報は、簡単に回収できない。

(3) 早期発見・早期対応のためには

- ① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
- ② (財)日本データ通信協会メール相談センター等の利用
 - *チェーンメールの転送先アドレスを紹介している。

(4) 書き込みや画像の削除に向けて

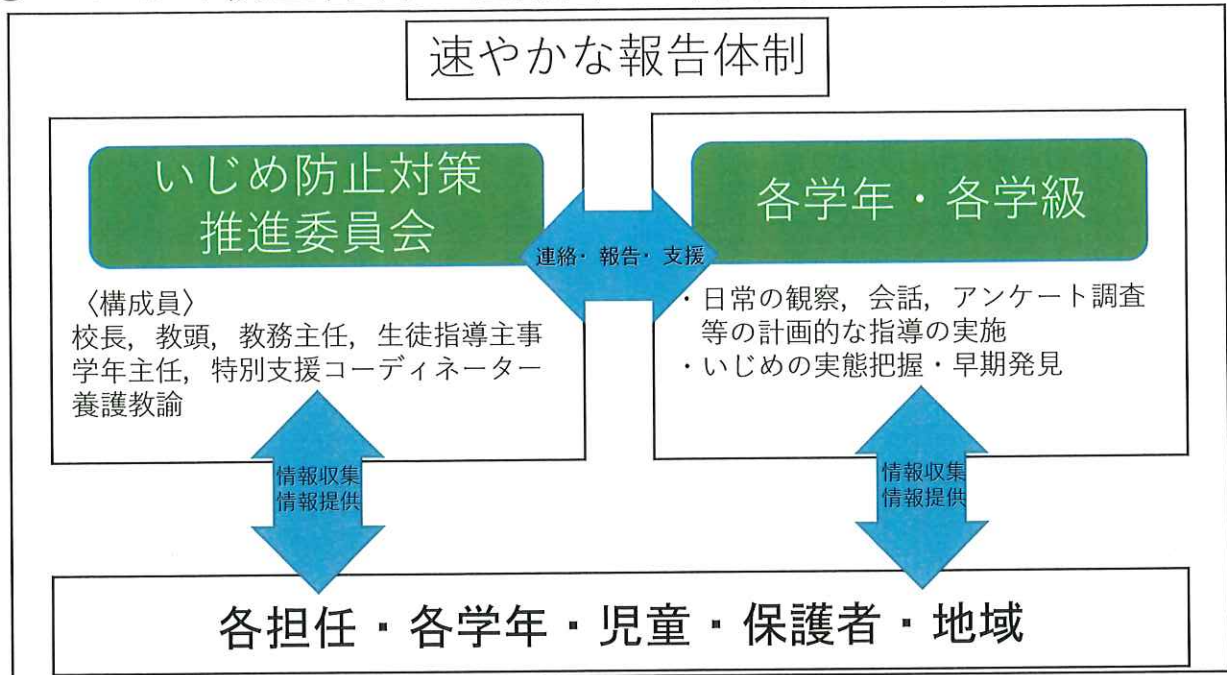
〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- 相談窓口：茨城県教育委員会
「茨城県いじめ体罰解消サポートセンター」
県央地区（029-221-5550）

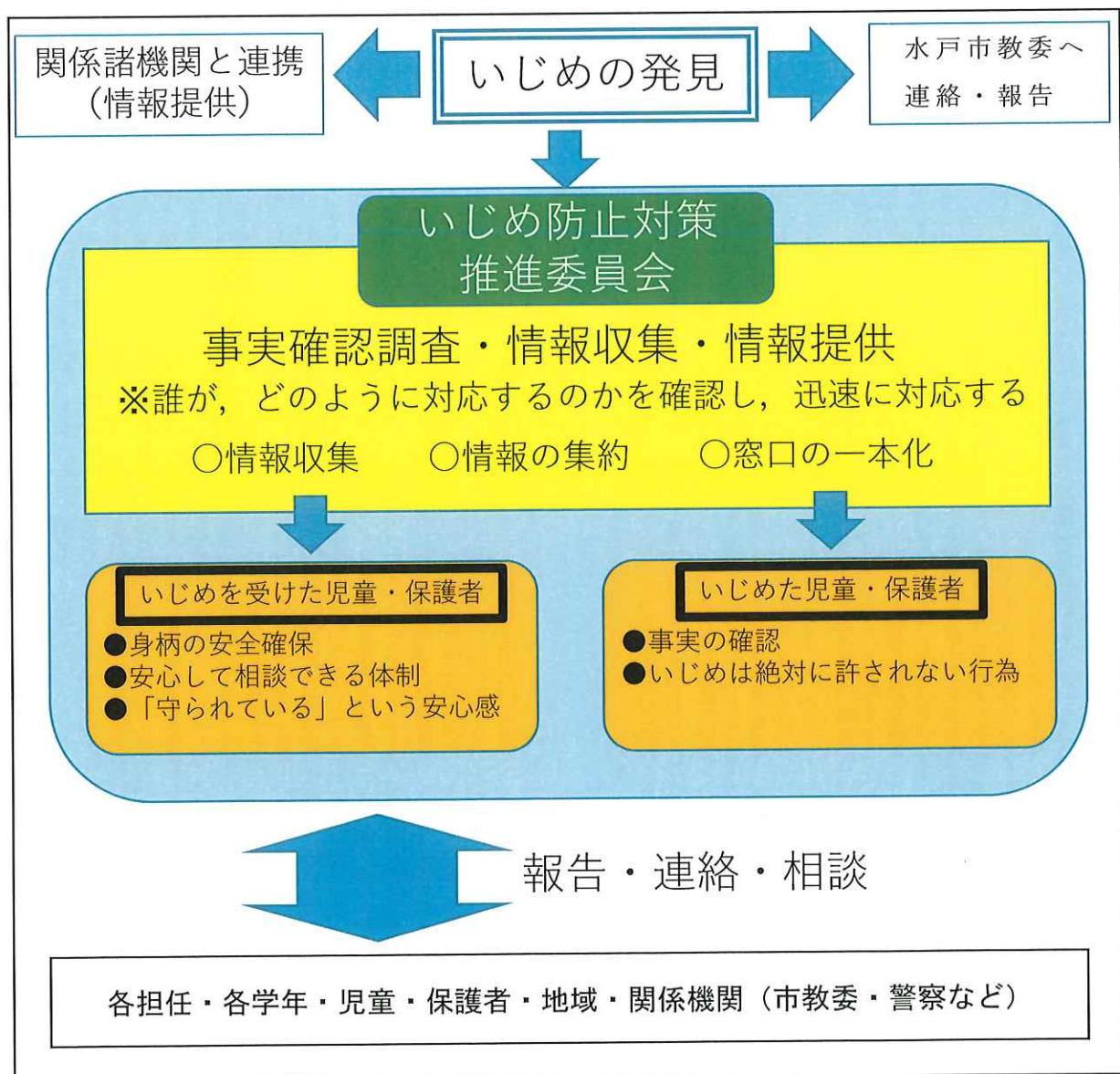
7 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止等の対策のための組織を置き、名称を「水戸市立浜田小学校いじめ防止対策委員会」とする。
- (2) 構成員
この委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー）により構成される。
- (3) 定例会
年2回定例会を開催する。（6月、11月）
- (4) 臨時会
いじめが起こったとき、当該担任を加え、随時開催する。
- (5) 役割
 - ・いじめ防止のための具体的な取組の年間計画を作成する。
 - ・いじめについての相談・通報の窓口として機能する。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有を行う。
 - ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、被害児童と加害児童への指導や支援、保護者との連携等の対応を組織的に行う。
 - ・いじめ根絶のために、校内体制がきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
 - ・いじめ防止のための具体的な手立ての研修を実施する。
 - ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う場合がある。

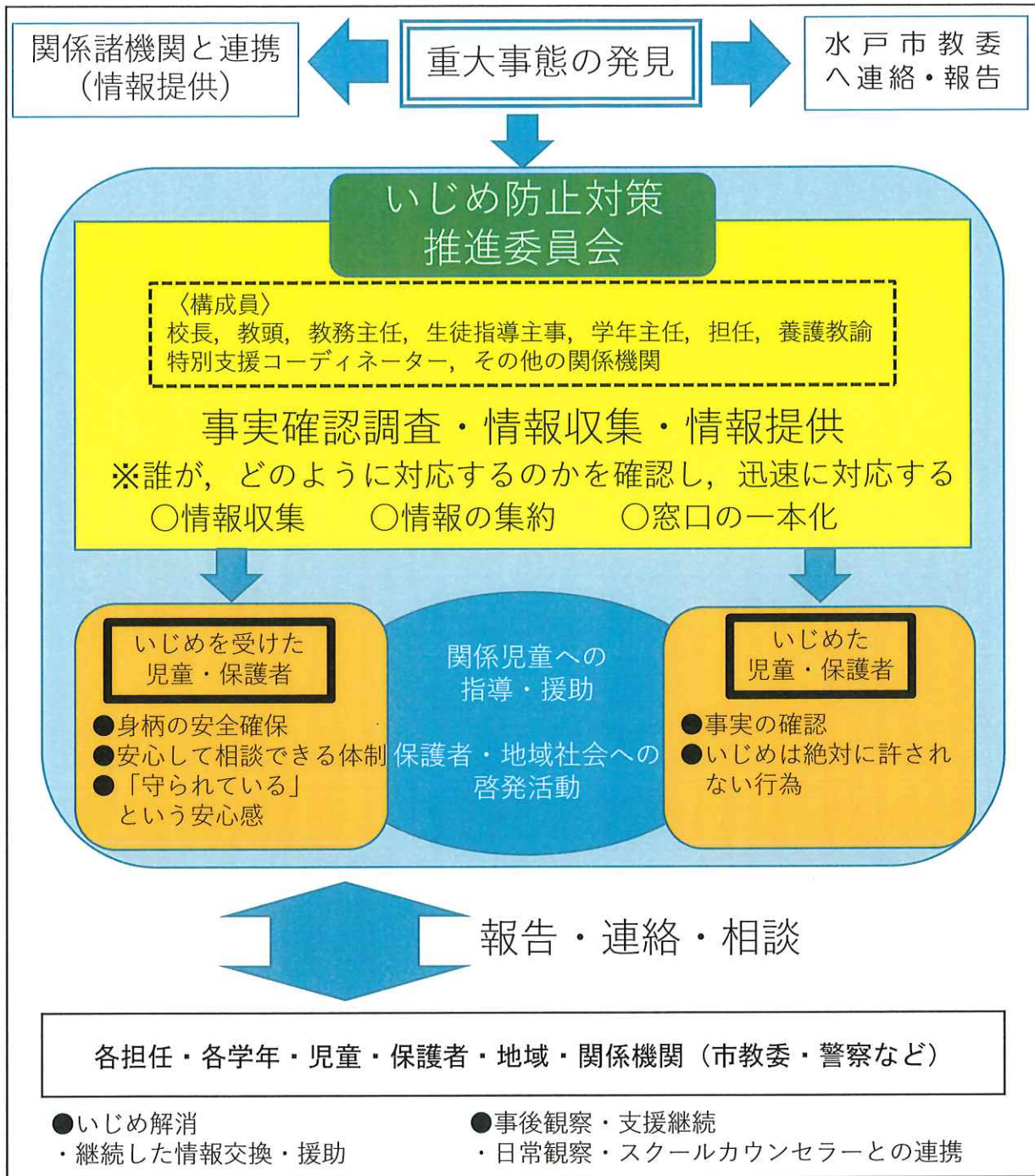
○ いじめ防止体制 組織図Ⅰ（未然防止時）



○ いじめ防止体制 組織図Ⅱ（いじめ発生時）



○ いじめ防止体制 組織図Ⅲ（重大事態発生時）



<いじめ防止に向けた年間計画>

	いじめ防止に向けた会議・取組	学 級 担 任
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修 (本校のいじめ防止対策について) ・「生活の様子チェックリスト」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き(児童の観察) ・学級目標、学級組織づくり(担任)
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面談(情報収集・共有) ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめって何?(学活) ・教育相談(アンケートから)
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・「なかよしタイム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(アンケートから) ・異学年交流
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・夏休み対策会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(全児童) ・7月までの生活の反省(児童)
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修(事例検討会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援計画の作成(担任)
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・個別面談(情報収集・共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の情報収集(担任) ・教育相談(アンケートから)
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(アンケートから)
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・「ふれあいプラン」子ども会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(アンケートから) ・「ふれあいプラン」子ども会議の準備及び各学級での実践紹介(学級)
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・冬休み対策会議 ・「なかよしタイム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月までの生活の反省(児童) ・教育相談(全児童) ・異学年交流
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬期休業中の情報収集(担任) ・教育相談(アンケートから)
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・「なかよしタイム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(全児童) ・異学年交流
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・春休み対策会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・なりたい自分、今の自分(学活) ・1年間の生活の反省(児童)